

障 号 外
令和7年2月10日

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定相談支援事業所
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所支援施設

} 運営法人代表者 各位

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

法令遵守の徹底について（通知）

本県の障害福祉行政の推進について、日ごろ格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度、宮城県内の指定障害児通所支援事業者における不正が明らかとなり、関係法令に基づく行政処分を行う事案が2件（令和6年4月及び12月）発生しております。いずれの事案においても、届出や運営指導において提出のあった職員の勤務形態一覧表が実態と異なる虚偽の申告であったなどの不正が原因であることから、こうした事態を重く受け止め、県では適切な運営が行われているか判断するため、より一層確認を徹底しているところです。

つきましては、事業者の皆様におかれましても、各種給付費の請求要件や、職員の配置状況等について基準を満たしていることを改めて確認いただくとともに、今後も関係法令の遵守を徹底していただきますようお願いいたします。

担当 障害福祉課運営指導班 大槻・錦織
電話 022-211-2558 (FAX 2597)
Mail syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp